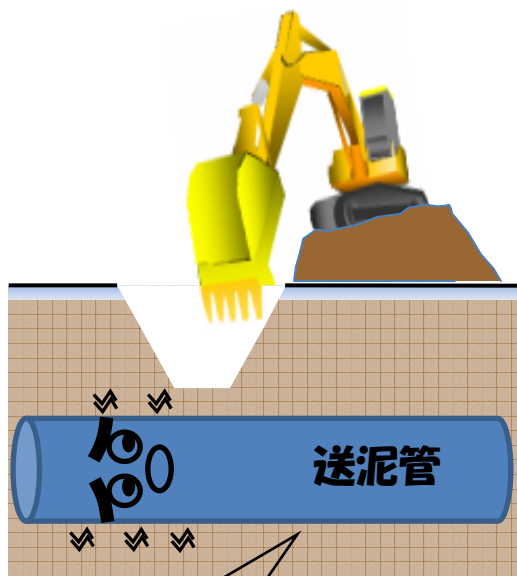


「掘削・ボーリング工事等による下水送泥管損傷防止」のお願い

地中への施工(ボーリング・掘削・杭打ち・薬注・削進等)を行う際には、事前に送泥管が近接しているか確認をお願いします！！



送泥管ルート図

地中への施工を行う際には・・・

地下埋設物の調査を実施

- ・各区土木事務所で下水道管の調査を行ってください。
下水道台帳により調べることが出来ます。

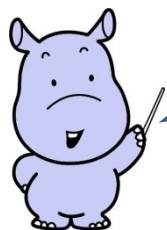
下水送泥管が埋設してある道路で掘削・ボーリング等を行う場合

- ・該当する下水道センターへ連絡を入れ、ボーリング調査や試掘調査の前に**事前協議**をお願いします。

☎連絡先

北部方面(鶴見区、神奈川区、中区、港北区、都筑区)
 北部下水道センター TEL 045-502-3738
 南部方面(中区、西区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区)
 南部下水道センター TEL 045-774-0848

- ・施工の際には**試掘**を行い、送泥管の位置を**確認**した上で施工をお願いします。(試掘での立会いを行います。)



送泥管とは？

下水処理で発生した汚泥を処理するために、水再生センターから下水道センター(2箇所)へ汚泥を送るための**重要な下水道管**です。
 損傷した場合、汚泥の噴出と下水処理の停止等**多大な影響**を及ぼします。

横浜市下水道河川局
 施設管理課
 045-671-3966